弁護士高下謹壱先生の法律相談



第18回

「小売業の法律問題リスクの種類について」

 \mathbf{Q} 小売業での法律問題のリスクとしては、どういったものがあるでしょうか。

A 販売業や小売業では、まず、顧客に対する賠償責任が問題となるケースがあります。例えば、①店舗での事故に対する責任、②販売した商品が原因となる事故に対する責任が問われたケースがあります。

 \mathbf{Q} ①の例としては、どういったケースですか。

A 高齢者が落ちていたアイスクリームで滑って転倒、骨折した事例です。裁判では転倒の原因がアイスクリームであることを認めるとともに、ショッピングセンターは年齢問わず不特定多数が訪れる場所であり、アイスクリームが落ちて足を滑らせる人がいることも簡単に予想できると指摘し、店舗側に安全管理義務を怠った過失があるとしました。ただ、原告側の過失相殺も2割としました。似たケースでコンビニの床掃除が原因でケガをした客に対し、損害賠償を認めた例もあります。

\mathbf{Q} ②の例としては、どういったケースですか。

A コンタクトレンズ使用後の目の異常で、レンズ販売店とレンズ導入時の検査をした眼科医を提訴したケースがあります。判決では、当該コンタクトレンズの危険性や適切な使い方などについて、眼科医と販売店は告知・説明する義務があり、また、その後の異常を知った後は使用の中止を指示する義務があったとし、眼科医と販売会社の賠償責任を認めました。

Q 小売店の一角でのレストラン営業も小売業の一種ですが、同様のケースはありますか。

A レストランで食事をして食中毒に遭い、瓶詰のオリーブからボツリヌス菌が検出された事件です。被害に遭った消費者はレストラン経営者と瓶詰オリーブ輸入会社を訴えたのに対し、裁判所の判断は、B型ボツリヌス菌が国内でほぼ検出されないことなどを理由に、

輸入会社の損害賠償責任を認めました。レストラン経営者については、当該製品を試食して問題がないことを確認していることから、注意義務違反はないとしました。

Q 業者同士の紛争としては、どういったものがありますか。

A 小売業と飲食業とで、同一商号を巡っての争いがあったケースです。「○○」という商標を巡って、関西の洋菓子メーカーと洋菓子販売店とが争いました。「菓子、パン」で登録商標を持っていた洋菓子メーカーが原告となり、「ケーキ、菓子を主として飲食物を提供する」とった指定役務で同一の「○○」の商標権利を持つ株式会社○○(当時)が被告とされたケースです。裁判の結果は、最終的に被告の商標侵害が認められ、被告の株式会社○○はその後、社名変更しました。商標における商品とサービスの類似性がいかに複雑かということを理解させられるケースでした。

Q こういったケースから、小売業者としての注意を すべき点はどういったことでしょうか。

A 小売業者は顧客よりも高い専門性を持っているべき立場です。商品の危険性や製造物責任についての正しい認識や賠償保険の加入を怠ると、アクシデントで「被告」として訴えられたときに会社が存続できないリスクを負う可能性もあります。また、店舗内での事故だけでなく、販売した後の商品についても責任を負うことがあるなど、責任が広範となることも忘れてはならないでしょう。ですから、小売業者は、日頃から組織としてのみならず、個々の社員もコンプライアンス意識を育成、徹底し、消費者視点と危険性などの注意義務にも十分配慮して商品を取り扱い、事故に備えて賠償責任保険に加入しておくことが必要です。

<掲載内容に関するご質問、お問合せについて> 高下謹壱法律事務所 電話 03-5568-6655(代) 東京都中央区銀座5-8-5 ニューギンザビル10号館4F http://www.takashita-law.jp